

# 令和4年度大気汚染常時監視結果

【大気・地球環境室】

坪内 一晃

## 1はじめに

環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい環境上の基準として、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）について大気の汚染に係る環境基準が定められている（Table 1）。

鳥取県では大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染の状況を把握するため、Table 2-1に示す一般環境大気測定局（一般局）3局及び自動車排出ガス測定局（自排局）1局において上記項目の濃度について年間を通じて測定している。ここでは、令和4年度の測定結果について報告する。

なお、平成30年度から鳥取市が中核市移行したことにより、県東部測定局の一般局1局及び自排局1局については鳥取市が管理・測定を行っている。

## 2 令和4年度測定結果の概要

各測定項目の測定方法は環境大気常時監視マニュアルに準拠した方法を用いた（Table 2-2）。Table 3に令和4年度の鳥取県内測定局の環境基準の達成状況を示す。二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質については、すべての測定局で長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成した。

また、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を満たしていなかった。光化学オキシダントについては全国的に環境基準の達成率が非常に低い状況が続いているが、全国の一般局における環境基準達成率は令和2年

度0.2%（一般局）0%（自排局）、令和3年度0.2%（一般局）0%（自排局）であった。なお、鳥取県においては、大気汚染防止法第23条に定める緊急時の基準（注意報発令基準濃度：0.12 ppm）を超える濃度は観測されなかった。

令和4年度の環境基準項目の測定結果の詳細はTable 4に示す。

## 3 環境基準項目の経年変化

二酸化いおう、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については年間平均濃度の増減の傾向は見られない。光化学オキシダントはこれまで環境基準を達成していないが、年間平均濃度の上昇傾向は見られない。

一方、近年関心の高い微小粒子状物質については、令和4年度はいずれも環境基準を達成しており、近年緩やかではあるが濃度の低下傾向が見られている。

光化学オキシダント（昼間15時間値）、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、平成25年度からの年平均値の経年変化をFig. 1からFig. 3に示す。

Table 1 環境基準及び評価方法

大気汚染物質	環境基準	評価方法		
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続しないこと。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	
		長期的評価	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）が0.06ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	年間を通じて、昼間（5～20時）の時間帯における1時間値が0.06ppm以下であること。		
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期的評価	測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
		長期的評価	測定結果の1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

備考1 短期的評価は、連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価するもの。

2 長期的評価は、大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するためなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえ、評価するもの。

Table 2-1 大気測定期局一覧

測定期局 (区分)	住所	測定項目					
		二酸化 いおう	一酸化 炭素	浮遊粒子 状物質	二酸化 窒素	光化学 オキシダント	微小粒子 状物質
米子保健所 (一般局)	米子市 東福原 1-1-45	○	—	○	○	○	○
倉吉保健所 (一般局)	倉吉市 東巖城町 2	○	—	○	○	○	○
境港市局 (一般局)	境港市 誠道町 225-1	—	—	○	—	—	○
米子市役所前 (自排局)	米子市 加茂町 1-1	—	○	○	○	—	—

（備考） 欄内の○は測定項目。測定方法については、Table 2-2 のとおり。

Table 2-2 測定方法一覧

二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	微小粒子状物質
紫外線蛍光法	非分散型赤外線分析法	ベータ線吸収法	オゾンを用いる 化学発光法	紫外線吸収法	ベータ線吸収法

Table 3 環境基準達成状況

測定局	区分	二酸化 いおう	一酸化 炭素	浮遊粒子 状物質	二酸化 窒素	光化学 オキシダント	微小粒子 状物質
米子保健所	一般局	○	—	○	○	×	○
倉吉保健所	一般局	○	—	○	○	×	○
境港市	一般局	—	—	○	—	—	○
米子市役所前	自排局	—	○	○	○	—	—

○：達成 ×：非達成 —：未測定又は未評価

Table 4 環境基準項目の測定結果

## a) 二酸化いおうの測定結果

測定局名	有効 測定日数	測定 時間	平均値	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数 とその割合	日平均値が 0.04ppmを超 えた日数 とその割合	1時間 値の 最高値	日平均値 の2% 除外値	日平均値が0.04 ppmを超えた日 が2日以上連続 したことの有無	環境基準の長期 的評価による日 平均値が0.04ppm を超えた日数		
				日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm
米子保健所	363	8674	0	0	0	0	0.022	0.001	○	0	0
倉吉保健所	363	8661	0	0	0	0	0.013	0.001	○	0	0

## b) 一酸化炭素の測定結果

測定局名	有効 測定日数	測定 時間	平均値	8時間値が 20ppmを超 えた回数 とその割合	日平均値が 10ppmを超 えた日数 とその割合	1時間 値の 最高値	日平均値 の2% 除外値	日平均値が10 ppmを超えた日 が2日以上連続 したことの有無	環境基準の長期 的評価による日 平均値が10ppm を超えた日数	1時間値が 30ppm以上と なったこと がある日数			
				日	時間	ppm	回	%	日	%	ppm		
米子市役所	365	8726	0.2	0	0	0	0	0	0.8	0.3	○	0	0

## c) 浮遊粒子状物質の測定結果

測定局名	有効 測定日数	測定 時間	平均値	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超 えた時間数 とその割合	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超 えた日数 とその割合	1時間 値の 最高値	日平均値 の2% 除外値	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日 が2日以上連続 したことの有無	環境基準の長期 的評価による日 平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数			
				日	時間	mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>	
米子保健所	363	8700	0.012	0	0	0	0	0	0.113	0.025	○	0
倉吉保健所	355	8530	0.011	0	0	0	0	0	0.090	0.025	○	0
境港市	365	8730	0.011	0	0	0	0	0	0.149	0.027	○	0
米子市役所	363	8695	0.012	0	0	0	0	0	0.127	0.027	○	0

## d) 二酸化窒素の測定結果

測定局名	有効 測定日数	測定 時間	平均値	1時間 値の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超 えた時間数 とその割合	1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下 の時間数 とその割合	日平均値が 0.06ppmを超 えた日数 とその割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数と その割合	日平均値 の98% 評価による 日平均値が 0.06ppmを 超えた日数			
				日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	
米子保健所	362	8635	0.004	0.031	0	0	0	0	0	0	0.010	0
倉吉保健所	362	8611	0.002	0.032	0	0	0	0	0	0	0.005	0
米子市役所	312	7541	0.006	0.047	0	0	0	0	0	0	0.016	0

## e) 光化学オキシダントの測定結果

測定局名	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間の1 時間値の 平均値	昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた日数 と時間数	昼間の1時間 値が0.12ppm 以上の日数 と時間数	昼間1時 間値の 最高値	昼間の1時 間値の 最高値	昼間の1時 間値の 最高値	8時間値の1 日最高値の年間99 パーセンタイル 値の3年平均値	
				日	時間	ppm	日	時間	ppm	ppm
米子保健所	362	5369	0.031	30	166	0	0	0.095	0.040	0.067
倉吉保健所	365	5445	0.035	45	273	0	0	0.092	0.045	0.071

f) 微小粒子状物質の測定結果

	有効 測定日数	測定 時間	平均値	日平均 値の 最高値	日平均値が 35.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 とその割合	1時間 値の 最高値	日平均値 の 98%値	98%値評価 による日平均値 が35.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	
測定局名	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日
米子保健所	362	8688	10.3	25.9	0	0	65	21.6	0
倉吉保健所	328	7866	9.5	24.8	0	0	63	22.2	0
境港市	365	8728	7.6	23.8	0	0	63	19.5	0

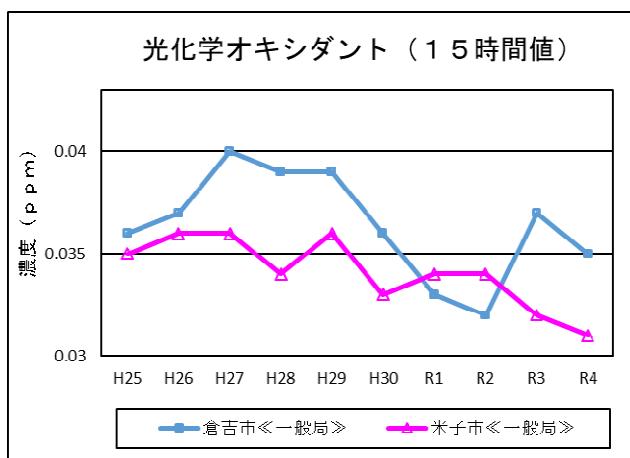


Fig. 1 光化学オキシダント濃度(15時間値)の経年変化

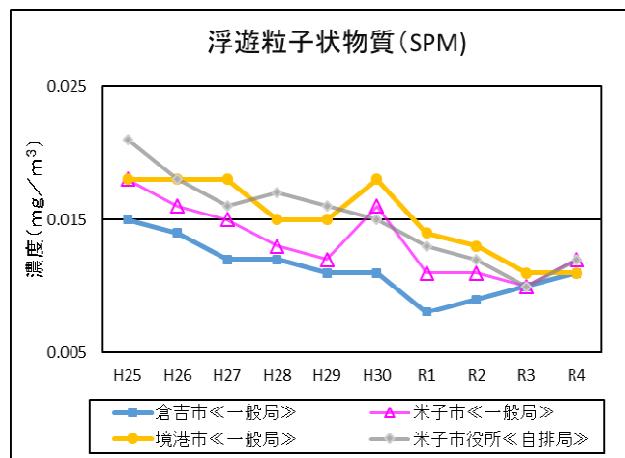


Fig. 2 浮遊粒子状物質濃度の経年変化

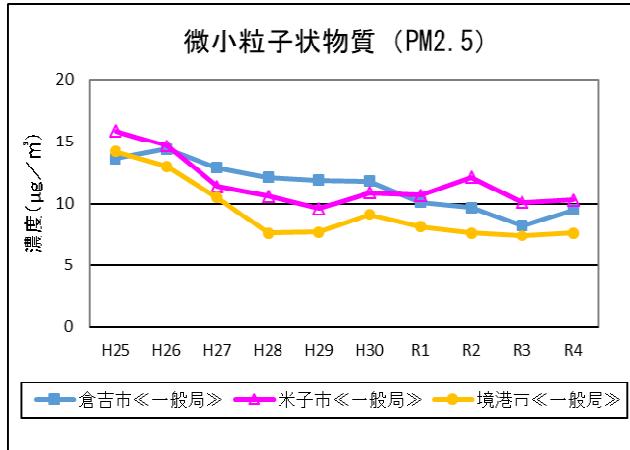


Fig. 3 微小粒子状物質の経年変化